

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 (所在) 鶴岡市西目字水上沢129番5

氏名 (名称及び代表者氏名) **ウィズ環境 株式会社**
代表取締役社長 恩田 健次

第7条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

鶴岡市長 榎本 政規



許可の年月日 平成28年 2月20日

許可の有効期限 平成30年 2月19日

1 事業の範囲	事業系一般ごみ (積替え保管を含む) 粗大ごみ (積替え保管を含む) 特定家庭用機器再商品化法対象品目 (積替え保管を含む)																																				
2 許可の条件	裏面記載のとおり																																				
3 許可の更新、変更の状況	<table border="0"> <tr> <td>平成14年11月18日</td> <td>許可新規</td> <td>平成28年 2月20日</td> <td>許可更新</td> </tr> <tr> <td>平成16年11月18日</td> <td>許可更新</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成18年 4月 1日</td> <td>許可更新 (市町村合併に係る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年 8月 1日</td> <td>社名変更許可</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成20年 4月 1日</td> <td>許可更新</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年 4月24日</td> <td>変更許可</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年 4月24日</td> <td>許可更新</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年 2月20日</td> <td>変更許可</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年 2月20日</td> <td>許可更新</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成14年11月18日	許可新規	平成28年 2月20日	許可更新	平成16年11月18日	許可更新			平成18年 4月 1日	許可更新 (市町村合併に係る)			平成19年 8月 1日	社名変更許可			平成20年 4月 1日	許可更新			平成21年 4月24日	変更許可			平成23年 4月24日	許可更新			平成24年 2月20日	変更許可			平成26年 2月20日	許可更新		
平成14年11月18日	許可新規	平成28年 2月20日	許可更新																																		
平成16年11月18日	許可更新																																				
平成18年 4月 1日	許可更新 (市町村合併に係る)																																				
平成19年 8月 1日	社名変更許可																																				
平成20年 4月 1日	許可更新																																				
平成21年 4月24日	変更許可																																				
平成23年 4月24日	許可更新																																				
平成24年 2月20日	変更許可																																				
平成26年 2月20日	許可更新																																				

一般廃棄物収集運搬業(塵芥)の許可条件

- 1 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等並びに鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、条例という）等を遵守し、特に一般廃棄物の収集運搬等に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の基準を遵守すること等により適切な収集運搬業務を遂行する。
本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取り消し、又は業務の停止を命ずることがある。
- 2 許可業者の収集運搬区域は、鶴岡市内の事業所及び商店から排出される一般廃棄物（事業系塵芥）とする。ただし、粗大ごみ並びに特定家庭用機器再商品化法対象品目の収集運搬については、一般家庭からの収集運搬も含むものとする。
- 3 一般廃棄物の搬入先
 - (1) 「燃やすごみ」は分別と水切りを徹底し、鶴岡市焼却処理施設（宝田三丁目13番6号）に搬入する。
 - (2) 「燃やさないごみ」は、産業廃棄物として適正な処分を行うこと。
 - (3) 「粗大ごみ」は分別を徹底し、「燃やすごみ」は鶴岡市焼却処理施設に搬入し、「燃やさないごみ」は自社中間処理施設等へ確実に搬入すること。
 - (4) 「特定家庭用機器再商品化法」に係る品目については、次の指定取引場所へ搬入すること。
株式会社 ひさげ運輸 東田川郡庄内町余目字月屋敷219-1
- 4 収集した一般廃棄物及び一般廃棄物から排出される汚水等は、収集運搬途中に飛散・流出しないよう十分配慮しなければならない。万一路面等に飛散・流出した場合は、速やかに清掃しなければならない。
- 5 一般廃棄物を収集運搬する車両は、車両の左右に「一般廃棄物処理業（鶴岡市許可）」と明示しなければならない。
- 6 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る権利を他に譲渡又は業務の代行をさせてはならない。
- 7 一般廃棄物収集運搬業の許可更新申請については、定める期間（有効期限）の30日前に申請手続きを行うこと。
- 8 事業の全部又は一部の廃止又は住所の変更があった場合は、条例第7条第1項の規定により10日以内に届けなければならない。
- 9 鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条の規定により、当該月毎の収集実績を翌月の5日まで報告（様式第13号）しなければならない。
- 10 その他、市長が必要と認めた報告書又は資料等の提出について、その指示に従わなければならない。